

# 公益社団法人瀬戸内市シルバー人材センター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人瀬戸内市シルバー人材センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県瀬戸内市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
  - (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。
  - (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
  - (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
  - (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業は、岡山県瀬戸内市内において行うものとする。

## 第2章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は、次の3種の会員を構成員とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者。
  - ア 瀬戸内市に居住する原則として60歳以上の者。
  - イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。
- (2) 特別会員 この法人に功労があった者又はこの法人の事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者。
- (3) 賛助会員 瀬戸内市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってこの法人の目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの

### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会費の負担)

第7条 正特会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならぬ。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならぬ。

### (任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するもの

とする。

#### (会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第 2 号に該当することとなったときは、この限りでない。

- (1) 第 7 条の会費を、正当な理由なく所定の納入期限後、催促した期日までに納入しない時。
- (2) 瀬戸内市に居住しなくなったとき。
- (3) 総正特会員が同意したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第 3 章 総会

#### (構成)

第 12 条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又は理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 正特会員及び賛助会員の会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3箇月以内に、1回開催するほ

か、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正特会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正特会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、理事長は、その請求の日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、理事長は総会開催日の2週間前までに、正特会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正特会員の中から選出するものとし、選出まで又は選出されない場合には、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正特会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の損害賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面議決等)

第19条 総会に出席できない正特会員は、予め通知された事項について書面をもつて議決し、又は他の正特会員を代理人として議決権の行使を委任することができ

る。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正特会員は出席したものとみなす。

#### (議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該総会に出席した正特会員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

### 第 4 章 役員

#### (役員の設置)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 8 名以上 13 名以内

(2) 監 事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもつて同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務・権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報

告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項の規定によるほか、監事に関する事項は、法令で定めるところによる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとし、増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第21条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員の報酬等及び費用)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の費用弁償に関する規程による。

(理事の取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の一部免除)

第 29 条 法人法第 111 条第 1 項に規定する役員の損害賠償責任については、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

## 第 5 章 理事会

### (構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (決議)

- 第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の条件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

### (議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

### (事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに岡山県知事に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前項の書類（定款を除く）は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に岡山県知事に提出しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、岡山県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく岡山県知事に届け出なければならぬ。

（解散）

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

- 第 45 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員については、理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 雜則

(委任)

- 第 47 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は出射克祐、副理事長は山本益三、井上克巳、常務理事は俵 作久雄とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

# 公益社団法人瀬戸内市シルバー人材センター総会運営規則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人瀬戸内市シルバー人材センター（以下「この法人」という。）の総会の議事の方法を定め、総会の議事の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員及びその他総会出席者は、法令及び定款のほかこの規則を遵守しなければならない。

## 第2章 役員、正会員等の出席

### (役員の出席義務)

第3条 理事及び監事はやむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

### (正会員の出席)

第4条 総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

### (正会員代理人の出席)

第5条 正会員の代理人として出席しようとする者は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

2 当該法人等の職員が代理人として出席する場合には、前項の規定によるほか、当該法人等の職員であることを明らかにしなければならない。

### (役員及び正会員以外の者の出席及び会場入場)

第6条 この法人の職員及び弁護士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

2 議長は、総会の運営上必要な業務を担当するこの法人の職員を総会会場に配置するものとする。

3 議長は、次の各号に当たる者については、会場に余裕がある場合に限り、入場を許可することができる。

(1) 贊助会員

(2) 総会の傍聴を希望する者

4 議長は、前項の規定により入場を許可した者に対しては、総会開会中、発言、拍手その他議事の進行に関与あるいは妨げとなる言動をさせてはならない。

### 第3章 議長

#### (資格)

第7条 総会の議長となる者は、定款第16条の定めによる。

#### (権限)

第8条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができ。

2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

#### (議長不信任動議の審議)

第9条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

### 第4章 議事

#### 第1節 開会

##### (開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、正会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

##### (開会時刻の繰下げ)

第11条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

##### (出席状況の報告)

第12条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、出席した正会員及びその代理人の数、及び議決権行使書面を提出している正会員の数を会場に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の職員をして行わせることができる。

#### 第2節 議題の審議

#### (議題の審議順序)

- 第13条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議するものとする。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。
- 2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

#### (理事等の報告・説明)

- 第14条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。ただし、議長が理事である場合には、自ら説明することができる。
- 2 前項の報告又は説明は、議長の許可を受けた上で、補助者にさせることができる。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条の規定による正会員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

### 第3節 正会員の発言

#### (発言の許可)

- 第15条 議長は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明が終わったときは、正会員に対し質問又は意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 正会員は、議長の許可を受けてから、簡潔明瞭に発言しなければならない。
- 3 正会員の発言の順序は、議長が決定する。

#### (発言の制限)

- 第16条 議長は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し正会員の発言を許してはならない。
- 2 議長は、発言しようとする正会員には挙手をさせ、その席又は議長の指定する場所で発言させなければならない。
- 3 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、正会員の発言時間を制限することができる。
- 4 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。
- (1) 議長の指示に従わない発言
  - (2) 議題に関係しない発言
  - (3) 冗長にわたる発言
  - (4) 重複する発言
  - (5) 総会の品位を汚す発言
  - (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
  - (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

## 第4節 質問

### (説明義務者)

- 第17条 正会員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。
- 2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 理事及び監事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明をさせることができる。

### (一括説明)

- 第18条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明をすることができる。

### (説明の拒絶)

- 第19条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明することにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明することによりこの法人その他の者（当該正会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

## 第5節 動議

### (修正動議)

- 第20条 正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。
- 2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。
- 3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

### (議事進行等に関する動議)

- 第21条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。
- 2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

### (動議の却下)

- 第22条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。
- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
  - (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。

- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなとき。

## 第6節 休憩

(休憩)

第23条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

## 第7節 審議の終了・採決

(質疑・討論の打切り)

第24条 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めたときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採決)

第25条 議長は、採決は議案ごとにしなければならない。この場合、理事又は監事の選任議案を採決するに際しては、候補者ごとに採決するものとする。理事又は監事の候補者の合計数が定款第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第26条 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

(出席正会員の範囲)

第27条 総会の決議については、出席した正会員本人及び代理人を出席させた正会員並びに議決権行使書面を開催日の前日までに提出した正会員の各議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 前項において、議決権行使書面を提出した正会員の議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第28条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第29条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

第30条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

## 第8節 終了

(延期又は続行)

第31条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知するものとする。
- 4 延期総会又は継続総会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第32条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第33条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を書面に記録し、定款第20条第2項に定める者が記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録は、総会の日から10年間この法人の主たる事務所に、従たる事務所にはその写しを5年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第34条 議長は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した正会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

## 第4章 雜 則

(規程の改廃)

第35条 この規則の改廃は、総会において決定しなければならない。

(補則)

第36条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、この法人の設立の登記の日から施行する。

